

保護者各位

所沢市長 藤本 正人
(公印省略)

【重要】保育施設の臨時休園等について

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、令和2年4月15日(水)からの臨時休園やご家庭での健康観察等、関係者の皆様に多大なるご協力をいただいておりますことに、あらためてお礼を申し上げます。4月28日付(所保幼第159号)にて通知させていただきました、臨時休園期間についてお知らせいたします。

所沢市内の新規感染者数の推移を見ると、5月以降は、4月上旬から中旬に見られた急激な増加傾向は、落ち着いている状況となっております。新型コロナウイルス感染症は社会的・経済的に大きな影響を及ぼし、また、これからは社会全体が長期間にわたりこの新たなウイルスとともに生きていかなければならないという認識のもと、保育園運営を行っていくことも求められます。

そこで、現在の臨時休園から通常の保育へと段階的に移行させるため、今後の臨時休園及び登園自粛要請の期間を下記のとおりといたします。

保護者の皆様には、引き続きご不便をおかけすることとなりますが、お子様や保護者の皆様、施設の職員を新型コロナウイルス感染症から守るための取組に、変わらぬご理解とご協力を賜りますよう、何卒よろしく願いいたします。

記

1 臨時休園・登園自粛要請期間

臨時休園期間 : 令和2年5月19日(火)まで(引き続き特例的保育を実施します。)

登園自粛要請期間 : 令和2年5月20日(水)から5月末日まで

(要請期間が延長となる場合は、再度お知らせします。)

2 登園自粛要請期間における要請内容

令和2年5月20日(水)以降は、段階的に保育の受入を再開いたしますが、感染拡大の危険性が無くなったわけではありません。引き続き、ご家庭での保育が可能な場合には、登園をお控えくださいますようお願いします。

登園を自粛する場合、在籍する施設へご連絡ください。

育児休業からの復職など、ならし保育が必要な方は、各施設に相談の上、実施してください。

3 保育料（0歳児～2歳児クラス）

登園自粛要請日の令和2年4月8日（水）から登園自粛要請期間（臨時休園期間含む。）中の保育料につきましては、登園日数に応じて保育料を日割計算します。

4月分：登園実績を確認し、保育料の振替口座に還付いたします。（6月下旬）

5月分：あらかじめ1ヶ月のすべてを登園しない場合は、令和2年5月20日（水）正午までに、市ホームページ（トップページ 子育て・教育 保育 保育施設の臨時休園について 保育料・給食費 5月に1日も登園しない場合）から電子申請してください。電子申請が出来ない場合は、保育幼稚園課までご連絡ください。申請があった場合は、5月分の保育料を徴収しないこととします。申請後に登園した場合は、登園日数に応じ、納付書によりお支払いいただきます。

5月中に1日でも登園される場合は、一旦保育料を全額納めていただき、登園実績を確認し、保育料の振替口座に還付いたします。（6月下旬）

登園実績は、市が各施設に確認しますので、個人での報告等は不要です。

保育料を直接施設に支払っている認定こども園、地域型保育事業は、保育料の支払い方法や還付の時期が施設ごとに異なりますが、日割計算の取扱いは同じです。

4 その他

臨時休園期間及び登園自粛要請期間中も、お子様や保護者の皆様の体温を測るなど健康観察をしていただき、咳や発熱などの症状が出た場合には、帰国者・接触者相談センター等にご連絡いただきますようお願いいたします。

帰国者・接触者相談センター（狭山保健所）

電話 04-2954-6212

埼玉県新型コロナウイルス感染症県民サポートセンター

電話 0570-783-770

お子様や同居のご家族の方が新型コロナウイルス感染症に感染した際、または感染の疑いがある際は、速やかに在籍する施設にご連絡下さい。お子様や同居のご家族の方に発熱や咳などの症状ある場合には、原則として家庭での保育をお願いします。

なお、在籍する施設において、在園児または職員が感染した場合には、当該園を臨時休園とし、特例的保育も行いません。

【問合せ先】 所沢市こども未来部 保育幼稚園課

04-2998-9126 Fax04-2998-9035

a9126@city.tokorozawa.lg.jp